

# 2020年春要求

日本退職者連合

## 1. 雇用改善

- (1) 社会保障の基盤である良質な雇用の安定と拡大を図ること。とりわけ時間との競争になっている就職氷河期世代の雇用改善を重視すること。
- (2) 低所得高齢単身女性を生み出している主要な原因の一つである雇用における男女の不平等をなくすため、体系的・計画的施策を進めること。

## 2. 年金保険

- (1) 短時間労働者の被用者年金保険加入を速やかに抜本的に拡大すること。  
少なくとも企業規模要件は即時全面廃止すること。
- (2) 年金保険料拠出期間を延長し、年金受給開始時期選択幅を拡大すること。
  - ① 基礎年金保険料の拠出期間を現在の40年から45年(20~65歳)に延長すること。
  - ② 在職老齢年金は就労・受給開始時期選択を妨げないようあり方を検討すること。
  - ③ 厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長すること。
  - ④ 受給開始可能期間の年齢上限を現行の70歳から75歳に延長すること。
- (3) 公的年金積立金の運用にあたって、株式運用投資では、続発する異常気象災害防止のためにも「責任投資」の署名団体としてさらにこれを推進すること。
- (4) 基礎年金はマクロ経済スライドの対象外とすること。

## 3. 地域包括ケアネットワーク

- (1) 地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進  
標題に関する検討会のまとめを尊重して、実施に移すこと。実施に当たっては地域間格差を最小限にするとともに、従前施策の財源を圧迫しないよう財源措置をすること。
- (2) 選択可能な統合された医療・介護ケアネットワークの確立  
利用者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、切れ目のない医療・介護のネットワークを確立すること。地方自治体・事業者・市民の合意形成を図り推進すること。

(3) サービス提供体制の整備

街づくりと一体で、入院・通院、入所・通所、訪問の最適形態で、診療・看護・リハビリテーション・介護のサービスを提供する基盤を整備し、サービス提供者の連携を実現すること。

(4) 人材の育成・確保と処遇の改善

地域包括ケアネットワーク確立のために医療・介護・リハビリの人材を育成・確保・適正配置し、処遇を改善すること、そのための財政基盤を整備すること。

#### 4. 介護保険制度

(1) 被介護者の権利保障とともに、家族等の介護者に対する支援を体系的に整備すること。利用者・家族にとって不可欠な要介護1・2に対するサービスを地域支援事業に移行させないこと。

(2) 認知症対策

① 認知症対策基本法を制定するとともに、事業計画を整備し確実に実施すること。

② 認知症高齢者による交通事故等の発生を防止する施策を整えるとともに、発生時に家族に過剰な責任を負わせない損害賠償制度を整備すること。

(3) 在宅生活支援サービス基盤の整備・拡充

高齢者が地域・在宅で暮らし続けるために、在宅生活を支えるサービス基盤の整備・拡充を図ること。

① 地域包括支援センターの機能を強化し、運営費及び職員体制を充実すること。

② 小規模多機能型居宅介護等、高齢者の必要に柔軟に対応できる居住系サービス施設の介護報酬を改善し、拡充を図ること。

(4) 介護労働者の処遇改善

全産業の平均を下回っている介護職員の賃金を改善するため、「介護職員処遇改善加算」「特定処遇改善加算」を増額するとともに、非正規・時給職員を含めて介護事業所で働くすべての労働者に改善が及ぶ仕組みとすること。とりわけ人材が不足している訪問介護従事者対策を急ぐこと。また、介護分野賃金ガイドラインを策定すること。

(5) 国交付金

新設された保険者機能強化推進交付金（インセンティブ）を要介護認定や保険給付の意図的抑制に結び付けないこと。調整交付金とは別枠財源措置を堅持すること。

(6) 利用者負担を拡大しないこと

- ① 医療より長期にわたる介護保険利用実態を踏まえ、高額介護サービス費の月額限度額を引き上げないこと。利用者負担原則1割を堅持すること。
- ② 低所得者いじめの補足給付見直しをしないこと。

## 5. 医療保険制度

- (1) 後期高齢者は年金を主な収入として生活しており、医療費は74歳以下の4倍を要する。これを考慮して設定した自己負担「基準1割」を堅持し、高い所得を得ているものに限定して応能負担を求めること。
- (2) 財政運営主体の都道府県化をはじめとする新しい国民健康保険制度について、被保険者の理解と納得を得て円滑に施行すること。
- (3) 医療労働者が自己犠牲を払わない働き方を実現する診療報酬改定とすること。

## 6. 税制について

(1) 個人所得税

- ① 所得税の所得再分配機能を強化すること。このため金融所得と勤労所得を一体のものとして総合課税にすること。総合課税が実現するまでの間金融所得の税率を引き上げること。
- ② 請負名目のギグ労働について、給与所得に準ずる控除を検討すること。
- ③ 寡婦控除を「ひとり親控除」に改め、婚姻歴の有無、男女を問わず適用すること。

(2) 法人税

- ① 国際協力により法人税引き下げ競争に終止符を打ち、企業が社会的責任を果たす税率とすること。
- ② デジタル化、国際化に伴い多発している租税回避を防止する税制を整備し、公正に課税すること。

(3) 消費税

- ① 将来世代に過大な負担を強要する財政運営を改め、社会保障の機能強化

に要する安定財源として、所得税・法人税との適切な分担のもと消費税率を設定すること。

- ② 消費税の軽減税率を撤回し「給付付き税額控除」を導入すること。
- (4) 途上国の貧困・疾病・災害対策等に充てる「国際連帯税」として金融取引税（F T T）の創設、「国際観光旅客税」からの転換を検討すること。

以上